

特別相談「多重債務110番」の実施結果について

近年、都内消費生活センターに寄せられる多重債務に関する相談は減少傾向にあるものの、生活費やローン返済のために借入を繰り返した結果、債務返済が困難な状態に陥っている方が依然多数存在しています。

東京都と23区26市1町は、「多重債務問題は専門家に相談することで必ず解決する」ことを都民に周知し、解決に導くために、東京三弁護士会、東京司法書士会、日本司法支援センター（法テラス）などの法律専門相談窓口等と連携して、特別相談「多重債務110番」を年2回（9月・3月）実施しております。

9月5日、6日に実施しました「多重債務110番」の結果をお知らせします。

結果の概要

- ◎ 特別相談期間中の多重債務に関する相談件数は、**全体で208件**
 - ・東京都消費生活総合センター 77件
 - ・区市町の消費生活センター 36件
 - ・弁護士会、司法書士会、法テラス及び協力実施団体 95件

《都消費生活総合センターで受け付けた相談の特徴》

- 「借入理由」で最も多いのは、「低収入・収入の減少」
 - 事故や入院をきっかけに職を失い、借入を始め始める人も多く、治療代や入院費用の支払いに困っている人もいた。
 - 故人の借金を知らずに遺産相続したことにより、多額の借金を抱え、対処に困惑する相談が複数見られた。
 - 買い物やギャンブル等の依存症が原因と疑われる相談も複数見られた。
- ⇒ 詳細については、別紙「東京都消費生活総合センターで受け付けた相談の概要」参照

- ★ **多重債務に関する相談は、いつでも、東京都消費生活総合センター 03-3235-1155 及び 区市町村の消費生活相談窓口で受け付けています。**
- ★ **都内消費生活センターでは、多重債務問題を抱える相談者を弁護士等法律専門家や生活再生を支援する機関などに迅速・確実につなぎ、債務整理や家計診断など問題解決までの道筋ができるまでフォローアップする仕組み「東京モデル」（「別紙」参照）を導入しています。**
- ★ **多重債務は必ず解決できます。一人で悩まずに早めにご相談ください！**
- ★ **債務が少額であっても、返済に不安がある場合はご相談ください！**

[問合せ先]

東京都消費生活総合センター相談課

電話 03-3235-9294

主な相談事例

【収入減による相談事例】

- ・ 8年前の交通事故が原因で、後遺症が残り仕事ができなくなった。その頃から、生活費や治療費に充てるために、銀行や消費者金融等から借入れを始め、債務額は合計約250万円まで膨れ上がった。現在は、アルバイトをして生計を立てているが、手取りは12万円程であり、妻のパート代と合わせても17万円程度である。収入が不安定であるなか、月々7万円以上の返済を続けるのは難しく、困っている。(50歳代 男性)
- ・ 母親が癌を患い、現在は抗がん剤治療を受けている。3ヶ月に2回治療が必要だが、1回当たり10万円程度の治療費がかかる。母親と二人暮らしだが、給与だけでは賄えず、治療費に充てるため、消費者金融等から借入れを始めた。現在、200万円程度借入れをしているが、住民税の滞納も50万円程あり、督促されている。今後、給与を差し押さえられた場合、借金返済が一層困難になる。どうすればいいか。(40歳代 男性)

【負の遺産相続による相談事例】

- ・ 先日、更生会社と債権回収会社の連名で、債権譲渡及び債権譲受通知書が届き、4年前に亡くなった夫が12年前に消費者金融から50万円を借り入れていたことが分かった。借入後、ほとんど返済していなかったため、高額な延滞金がかわり、現在の返済額は、103万円になっていた。生前、夫が消費者金融を利用していたことは薄々気づいてはいたが、督促状が届いたという記憶はなく、今になり支払いを催促されるとは思ってもみなかった。今後の対応を教えて欲しい。(60歳代 女性)

【買い物依存症による相談事例】

- ・ これまで、何度か借金を作ったことがあり、その額は1千万以上になる。しかし、その度に父親が土地を処分するなどして借金を返済してくれた。父親から、再度借金した場合は、家を出て行ってもらおうと言われていたにもかかわらず、中古レコードの購入等で再び500万円の借金をつくってしまった。無職であり、ここ1年は食費にも困窮し、中古レコードや家財を売却しながら食い繋いできたが、それも限界である。債務整理をしたい。(50歳代 男性)

実施概要

- 実施日 平成28年9月5日(月)・6日(火)の2日間
- 実施団体 東京都消費生活総合センター、都内23区26市1町の消費生活センター、東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会、東京司法書士会、日本司法支援センター(法テラス)、(公財)日本クレジットカウンセリング協会、全国クレスラ・生活再建問題被害者連絡協議会、財務省関東財務局東京財務事務所、日本貸金業協会、東京都生活再生相談窓口

※「多重債務110番」は、「自殺防止!東京キャンペーン特別相談」(福祉保健局)と連携して実施しました。

東京都消費生活総合センターで受け付けた相談の概要

<特別相談の体制>

電話又は来所による相談者から消費生活相談員が相談内容をお聞きし、その内容が法律等の専門的対応を要する場合は、本人の希望を聞いたうえで、当センターに派遣された弁護士・司法書士・精神保健福祉士、法テラス、東京都生活再生相談窓口、「東京モデル」による多重債務相談の法律専門相談窓口等につないだ。

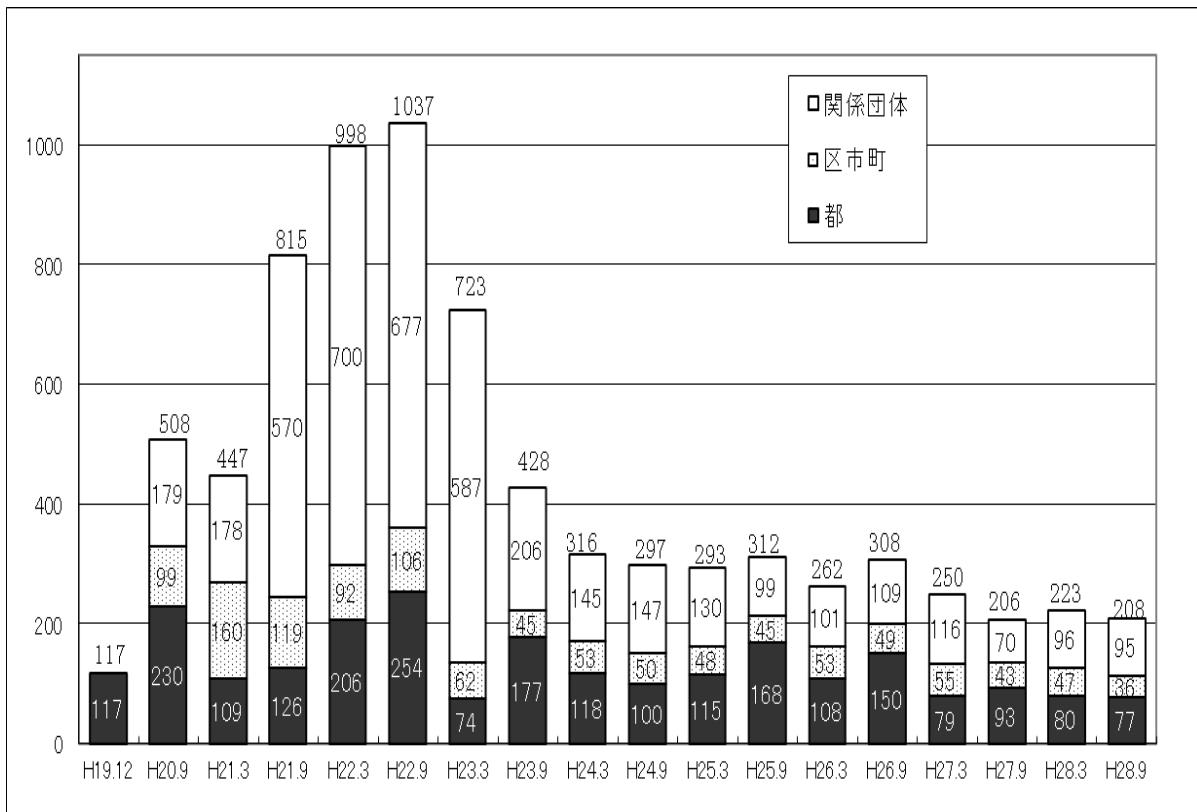
<相談内容の分析>

1 相談件数

相談件数 208件 (前回比 △15件)

(内訳) 都センター77件 (△3件)、区市町36件 (△11件)、関係団体95件 (△1件)

特別相談で受け付けた件数の推移



- ・ 貸金業法の改正（平成22年6月）以降、相談件数は減少傾向にある。

2 相談者の年齢等構成

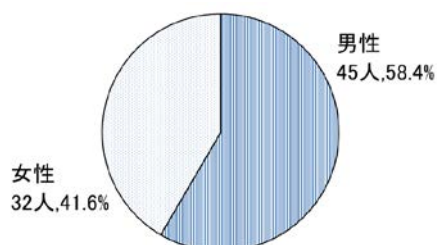
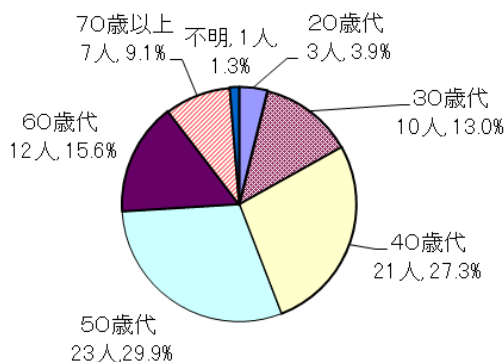
(※個々の比率の合計は、端数処理の関係で100%にならない場合があります。)

- ・平均年齢は51.2歳
- ・最年長は80歳（女性）、最年少は25歳（男性）
- ・一番多い年代は50歳代

平均年齢の推移

(単位:歳)

実施時期	平均年齢
平成24年9月	50.1
平成25年3月	49.7
平成25年9月	53.2
平成26年3月	54.3
平成26年9月	53.8
平成27年3月	50.4
平成27年9月	53.5
平成28年3月	48.3
平成28年9月	51.2



3 借入先数

(※同じ会社から複数の借入れがあるときは1社としてカウント)

- ・4社から借りている人が最も多く、過去の特別相談と比べても、一人あたりの借入先数は多い。
- ・最多借入先数は20社

平均借入先の推移

(単位:社)

【借入先数別件数】

	1社	2社	3社	4社	5社	6社	7社	8社以上
件数	10	8	10	16	11	1	4	11
構成比	13.0%	10.4%	13.0%	20.8%	14.3%	1.3%	5.2%	14.3%

実施時期	平均
平成24年9月	3.8
平成25年3月	3.7
平成25年9月	3.8
平成26年3月	3.3
平成26年9月	4.5
平成27年3月	4.4
平成27年9月	4.3
平成28年3月	4.2
平成28年9月	4.5

(その他・不明を除く)

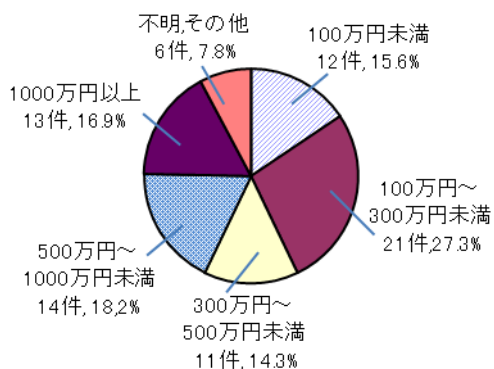
4 債務の状況

- ・ 一人当たりの平均債務額は690万円（相談者の申告額に基づく）
- ・ 100万円～300万円未満の債務者の割合が27.3%で一番多い
- ・ 最高債務額は4,600万円（亡父の事業債務）

平均債務額の推移

（単位：万円）

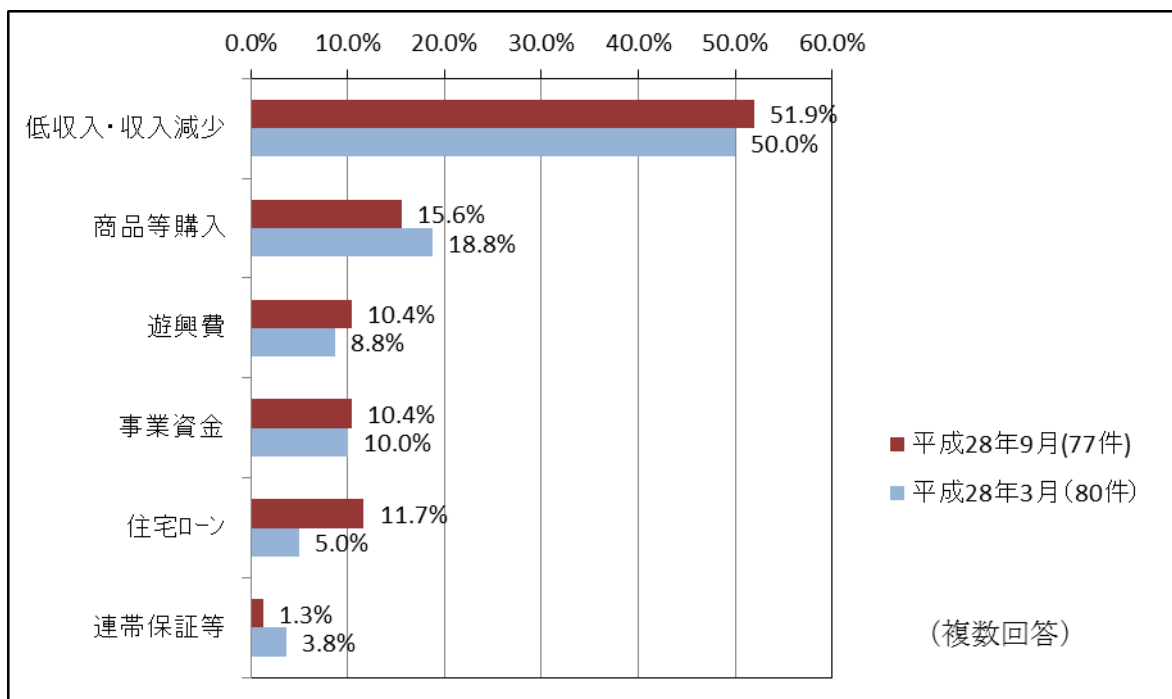
実施時期	金額
平成24年9月	645
平成25年3月	481
平成25年9月	873
平成26年3月	1140
平成26年9月	970
平成27年3月	832
平成27年9月	1166
平成28年3月	473
平成28年9月	690



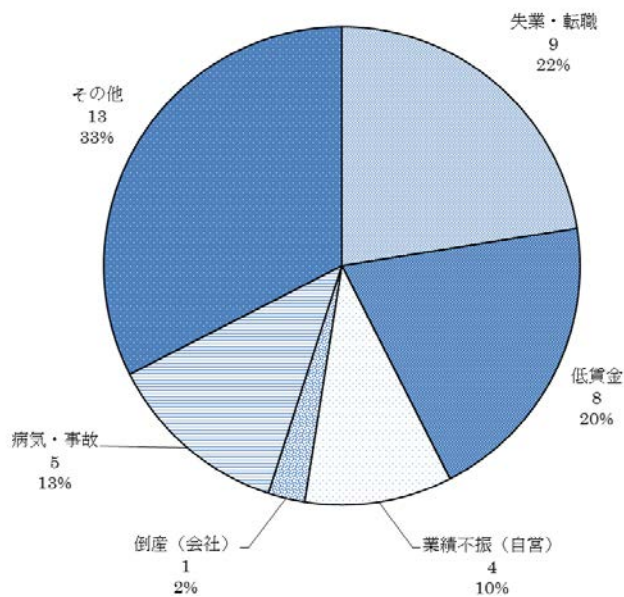
5 主な借入れ理由

- ・ 主な借入れ理由で最も多いのは「低収入・収入の減少」
- ・ 前回と比べ、住宅ローンを抱える債務者の割合が高かった。
- ・ 収入が低下するきっかけに、失業・転職があるが、その原因はリストラだけでなく、事故や病気による入院・治療なども少なくない。

【主な借入理由別割合】



【低収入になった主な理由（平成28年9月）】



6 その他

法律専門家（弁護士及び司法書士）に繋いだ相談は、総件数の7割以上

専門家へ引き継いだ件数一覧（繋ぎ先が複数の場合あり）

<当日引き継ぎ>

弁護士会（当日の派遣弁護士）	36件（前回3月：31件）
うち電話相談	15件
来所相談	21件
司法書士会（当日の派遣司法書士）	21件（前回3月：25件）
うち電話相談	9件
来所相談	12件
東京都生活再生窓口（サポート基金）	4件（←前回3月：9件）
カウンセラー（精神保健福祉士）	5件（←前回3月：7件）
法テラス	8件（←前回3月：2件）

<東京モデル>

弁護士会	1件（前回3月：0件）
生活再生窓口	2件（前回3月：1件）
法テラス	0件（前回3月：1件）

多重債務相談「東京モデル」のイメージ

